

こんな投票は無効です

せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。

- 所定の用紙を用いない投票
- 候補者でない者の氏名を書いた投票
- 二人以上の候補者の氏名を書いた投票
- 候補者の氏名の他に余計なことを書いた投票
- 自分で書かない投票
- 誰の氏名を書いたか分からない投票
- 白紙の投票
- 単に雑事、記号、符号を書いた投票

選挙の開票

○埼玉県議会議員一般選挙の開票

▶日時 4月7日(即日開票) 午後9時から

○行田市議会議員選挙・行田市長選挙の開票

▶日時 4月21日(即日開票) 午後9時から

※場所はいずれも行田グリーンアリーナで行います。
※開票結果は行田グリーンアリーナ内に掲示します。

投・開票速報

投・開票状況は、市ホームページでお知らせします。この他、テレホンサービスも行います。電話0180-994-855(通話料が掛かります)

選挙運動 できること できないこと

▶選挙運動期間

選挙運動ができる期間は、立候補の受け付けが済んだときから投票日の前日までです。

※立候補の届け出が済むまで、選挙運動は一切できません。

▶連呼行為

連呼行為は、次の場合を除き、禁止されています。

- 演説会場および街頭演説の場所で行う場合。
- 選挙運動用自動車の上で、午前8時から午後8時までの間に行う場合(ただし、学校や病院などの周辺では静穏を保つように努めなければなりません)。

▶幕間演説

映画、演劇などの幕間、婦人会などの集会、会社や工場の休憩時間などを利用し、たまたまそこに集まっている方を対象に、候補者、選挙運動員または第三者が選挙運動のための演説を行うことができます。

※ただし、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらい、そこに出向いて選挙運動のための演説することはできません。

▶個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは路上で偶然友人、知人などに会ったときに、その機会を利用して投票を依頼することは禁止されていません。

▶電話による選挙運動

電話を使って投票を依頼する行為(電話による運動)は禁止されていません。

▶戸別訪問の禁止

候補者や運動員に限らず、何人も有権者の家や会社などを訪ねて投票を依頼することはできません。

▶署名運動の禁止

選挙に関し、投票をしてもらう目的または投票させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることはできません。

▶飲食物の提供

選挙運動に関し、何人も酒その他の飲食物を提供することはできません。ただし、湯茶および通常用いられる程度の菓子であれば提供することができます。

▶寄附の禁止

政治家(候補者も含みます)は、選挙の有無に関わらず、その選挙区内にある者に対し、寄附をすることはできません。

▶選挙運動ができない人

選挙の公正な執行を確保するため、選挙事務関係者や特定の公務員などは、その職にある間、選挙運動をすることが禁止されています。また、18歳未満の方も選挙運動はできません。

▶インターネット選挙運動

ホームページやブログ、SNS(TwitterやFacebookなど)、動画共有サービスなどのインターネットを利用して選挙運動を行うことができます。なお、次の例のように禁止されている行為もありますのでご注意ください。

- ホームページや電子メールなどを印刷して配る
- 有権者による選挙運動用電子メールの送信
- 18歳未満の選挙運動
- 選挙運動期間外の選挙運動
- 誹謗中傷や虚偽事項の公開、ウェブサイトの改ざん

詳しくは、総務省ホームページ「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」をご覧ください。

この他にも、選挙運動に関するルールがあります。違反のないよう注意し、ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう。



ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

4月7日(日)は埼玉県議会議員一般選挙

4月21日(日)は行田市議会議員一般選挙・

行田市長選挙の投票日です

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

○埼玉県議会議員一般選挙

日本国籍を有し、平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

※平成30年12月29日以降に県内の他の市町村に転出した後も引き続き県内に住所を有する方で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、投票時に引き続き県内に住所を有することの確認を受けることで投票できます。

○行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙

日本国籍を有し、平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月13日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

市内の投票所

投票区名	投票所名
第1投票区	商工センター
第2投票区	中央小学校
第3投票区	持田公民館
第4投票区	西小学校
第5投票区	太井公民館
第6投票区	泉小学校
第7投票区	忍・行田公民館
第8投票区	佐間公民館
第9投票区	コミュニティセンターみずしろ分館
第10投票区	東小学校
第11投票区	長野公民館
第12投票区	桜ヶ丘公民館
第13投票区	星河公民館
第14投票区	谷郷小橋団地集会所
第15投票区	北小学校
第16投票区	星宮公民館
第17投票区	北河原公民館
第18投票区	下中条農村センター
第19投票区	須加公民館
第20投票区	荒木公民館
第21投票区	藤原町中央会館
第22投票区	太田公民館
第23投票区	地域文化センター
第24投票区	富士山農村センター
第25投票区	埼玉公民館
第26投票区	野文化センター
第27投票区	下忍公民館
第28投票区	南河原公民館
第29投票区	犬塚集会所

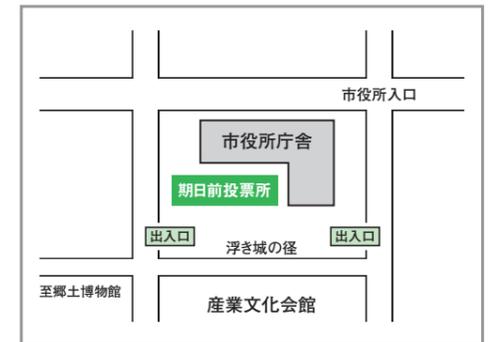
期日前投票

投票日に用事があるなどで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票をする際には、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の提出が必要となります。入場券裏面に印刷されている「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入してご持参いただくと、スムーズに受け付けをすることができます。

「期日前投票宣誓書(兼請求書)」は、期日前投票所に用意してある他、市ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、紛失などにより投票所に入場券をお持ちになれない方は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちになり、投票所の係員に申し出てください。



期日前投票所は市役所本庁舎西側駐車場で仮設プレハブです。

〈投票期間および投票時間〉

- 埼玉県議会議員一般選挙 3月30日(土)～4月6日(土)
- 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙 4月15日(月)～20日(土) いずれも午前8時30分～午後8時

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)